

平成27年度施策評価シート(平成26年度実施事業)

施策名	交通安全	施策コード 4-2-4	作成主管課	市民活動課
			関係課	管理課 建設課

総合計画後期基本計画の内容 ※H24.2月策定

政策体系	政策	第4章 自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり【生活環境】
	小政策	2 さまざまな不安や災害に強い安全なまちをつくります
現況と課題	<p>本市の交通事故発生件数は、交通安全に対する意識の向上や、道路施設の安全性の向上により減少傾向にありますが、高齢化の進展に伴い、高齢者の交通事故の割合が高くなっています。</p> <p>本市ではこれまで、交通安全協会や交通安全母の会の組織統合による効果的な事業の展開や、行政、警察署と連携した事業の実施により、交通安全意識の高揚を図ってきました。</p> <p>今後は、警察署や交通安全協会などと密接に連携しながら、高齢者や子どもを対象にした交通安全教室を実施し、交通安全意識の高揚やモラルの向上を図るなど交通事故の撲滅に向けた活動を展開するとともに、交通事故の起こりにくい道路環境の整備や交通安全施設の設置を推進していく必要があります。</p> <p>また、災害時の対応を含めて、交通安全に関わる活動の成果が実感できるような仕組みづくりや、ごみのポイ捨て撲滅など道徳やマナーの間接的な関わりにも注目し、総合的に交通安全に取り組む環境づくりが求められています。</p>	
施策目標	交通安全教育指導員を設置し、警察署の指導のもと交通安全協会、交通安全母の会と連携し、市民の交通安全意識やモラルの向上を図るとともに、道路改良や安全施設の整備など、だれもが安全に通行できる道路交通環境づくりを推進します。	

1 総合計画進行管理

市民からの意見・反応等	通学時の安全確保のため歩道や自転車専用道の整備・信号や横断歩道の設置してほしい。通学路で交通量の多い交差点には立哨ボランティアを配置して欲しい。施設の新設・整備等により事故の解消が期待でき、安心して暮らせるようになった。交通安全教室の対象となっていない世代の者たちの意識が低いのではないかな。
-------------	--

(1) 目標指標1

市民実感度指標		H23現状値	H24	H25	H26	H27	H28
交通安全対策が充実していると感じている市民の割合	市民実感度	52.410	44.990	54.220	50.090		
	加重平均値	2.537	2.468	2.565	2.539		
当施策を重要と感じている市民の割合	重要度		94.620	96.790	95.450		
	加重平均値		3.723	3.766	3.766		

(2) 目標指標2

数値指標		単位	H23現状値	H24	H25	H26	H27	H28
交通事故発生件数	目標値	件		350以下	340以下	330以下	330以下	300以下
	実績値	件	330	338	296	276		
	達成度	%		103.55	114.86	119.57		
	ベンチマーク							
交通事故死者数	目標値	人		4以下	4以下	4以下	4以下	3以下
	実績値	人	3	4	4	4		
	達成度	%		100.00	100.00	100.00		
	ベンチマーク							
	目標値							
	実績値							
	達成度	%						
	ベンチマーク							

数値指標の考え方	指標設定の考え方	第9次笠間市交通安全計画(H23～27年度)による。 (平成27年度交通事故死亡者数3人以下、事故発生件数300件以下)
	目標値設定の考え方	第9次笠間市交通安全計画(H23～27年度)による。 近年の事故発生件数を減少に導く。(平成22年死者数(6人)の50%減、発生件数(387件)の22.5%減)

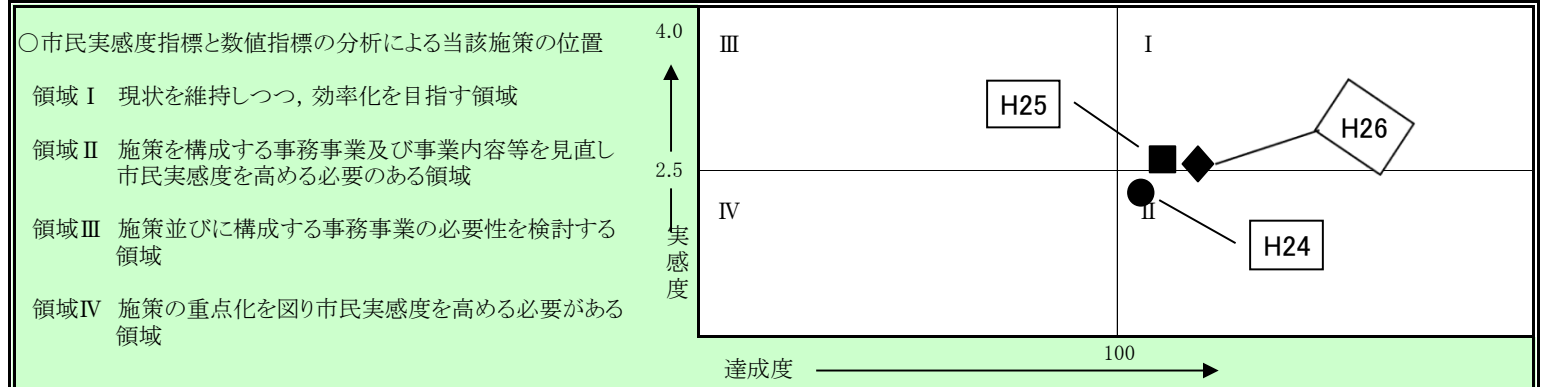
2 施策の成果向上に向けての市民と行政との役割分担をどう考えるか

市民の役割	市民(地域・団体・事業所)が自助でやるべきこと。共助でやるべきこと。市と協働でやるべきこと。 交通事故の悲惨さを知り、交通マナーを身に付けることで交通事故の回避に努める。
行政の役割	市がやるべきこと。県がやるべきこと。国がやるべきこと。 行政・市民に交通事故の悲惨さを自覚させ、被害者の立場に立った交通安全意識の普及に努め、交通事故の根絶を図る。 ・交通安全対策(道路交通環境の確保・交通安全教育の充実・関係機関、交通ボランティア等との連携の充実)を重視して推進する。 警察・安全で快適な交通環境の整備(交通規制、信号・横断歩道など)を行う。 ・悪質性・危険性・迷惑性の高い違反への交通指導取締りの推進。安全で快適な交通環境の整備(交通規制、信号・横断歩道など)を行う。

3 平成26年度の取組状況

取組状況等	<p>取り組み内容と成果, 成果が得られた要因として考えられること。</p> <p>①安全で円滑な道路交通環境の確保・・・警察及び市建設部と連携しての道路環境整備。年1回信号機設置要望を取りまとめ、警察へ提出。 ②交通安全教育・・・指導員を採用し、警察官との市内全小中学校、保育園、幼稚園や高齢者の集いで交通安全教室実施(歩行及び自転車。特定地域内での三世代を対象とした交通安全教室の開催。) ③警察及び交通ボランティア団体との連携による啓発活動・・・年4回の交通安全運動期間中に啓発物を配布しての街頭キャンペーン・通学路での朝の立哨・交通指導車での登下校時間帯パトロール。小中学生への反射材の配布。自動車免許を返納した高齢者へのタクシー券等を交付する支援事業の実施。</p>
-------	--

4 施策の評価(現状分析)



指標を分析した結果施策目標は達成されたのか

達成度評価	<p>・数値目標については、各指標とも目標値に達しているが、交通安全対策は必須のため重視して推進していく必要がある。</p> <p>・年4回の交通安全運動に伴うキャンペーンや交通安全教室など啓発活動はしているが、直接的な対象者や受講者世代は限られていることから、事業の認知度や充足感が低いと思われる。</p> <p>・啓発活動の成果は数値で示せるものではないが、全国的な運動展開の成果もあつてか事故件数は減少の方向にある。</p>
-------	---

施策目標を達成するための手段(事務事業)の構成は妥当か

構成事務事業の適正性	一人でも多くの市民に注意喚起させるために繰り返しての啓発は必要である。啓発を受けて一人でも多くの市民が交通マナーを向上させてくれることになれば、少なからず事故発生件数は減少し、ある程度の成果はあると思われる。
------------	--

平成27年度以降に残る課題, その要因として考えられること。

残された課題	<p>①年4回の街頭キャンペーンでは、その季節や時期を考慮した啓発品を配布しているが、どれだけ効果があつたか把握するのが難しい。</p> <p>②身近な生活道路・通学路において、歩行者・自転車と自動車と共存できる道路(歩行者専用道及び自転車専用道)の整備と拡充・・・用地の確保</p> <p>③交通ボランティア団体構成員の後継者の確保。PTAを巻き込んでのボランティアの増員・・・無報酬。壮年層にそぐわない活動日程。</p>
--------	--

5 今後の方向性

取組方針	<p>平成28年度に向けた施策方針</p> <p>・市交通安全教育指導員が主となり、交通ボランティアの協力を得て市内幼稚園・保育所・小中学校での交通安全教室を開催するほか、地域や学校で三世代を対象とした交通安全教室の開催を推進し支援する。交通ボランティアを市内全小中学校のPTA会員(保護者)まで拡充し、これまでの形式に囚われずに地域やPTAと協働しての交通安全運動に力を入れていく。また、施設整備の面では、危険箇所の把握に努め、建設部門と連携して注意喚起を促す警戒標識等の設置を検討する。</p> <p>・今後は、より厳しい財政状況が予想されるため、投資効果を検討し優先順位等を勘案してから事業に取り組む必要がある。</p>
------	---

シート3-1 施策構成事務事業貢献度評価

施策を構成する事務事業	事業内容	事務事業性質	成果					補助区分	事業費(千円)			貢献度評価	
			成果指標	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度		
1	交通安全啓発事業	第9次笠間市交通安全計画の交通安全思想の普及徹底の実現に向けた交通安全運動やキャンペーンを交通ボランティアとの協働で推進する。	政策的事業	小学生の交通事故件数 中学生の交通事故件数 高齢者の交通事故件数	件 件 件	18 15 107	14 10 96	11 16 100	市単	2,130	1,928	2,246	2
2	交通安全活動推進事業	第9次笠間市交通安全計画で27年度までの目標を掲げ、市において構ずべき交通安全の施策を、対策協議会を開催しながら、交通安全教育指導を強化し、交通ボランティア等との協働で推進する。	政策的事業	交通事故死者数 交通事故発生件数	件 件	4 338	4 296	4 276	市単	45	972	983	7
3	交通ボランティア等補助金交付事務	交通安全対策で協働による中心的役割をなす交通安全協会や交通安全母の会(交通ボランティア等)に対する補助金等の交付事務。	政策的事業	交通安全教育指導員 育成講座の受講率	% 人	22 27	11 27	7 27	市単	2,200	2,200	2,200	6
4	自動車臨時運行許可事務	道路運送車両法の規定に基づく臨時運行の許可(仮ナンバー)の貸し出し事務。	義務的事业	許可件数	件	794	824	816	市単	29	35	67	義務的事业
5	交通安全施設整備事業	道路法第29、42条に基づき、安全で利用しやすい道路を目指し、交通安全施設の整備を行う。	建設・整備事業	交通安全施設整備	件	105	131	142	市単	9,926	12,149	15,710	1
6	(友)2119	現況踏切の幅員が狭く、小中学校・高校の通学路となっており、通勤通学の時間帯には危険度が増すため、より安全で利用しやすい道路への改良を行う。	建設・整備事業	整備進捗率	%	—	2	17	国補助	—	3,833	28,000	3
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
事業費合計										14,330	21,117	49,206	

シート1 施策構成事務事業目的直結度評価

施策名 交通安全

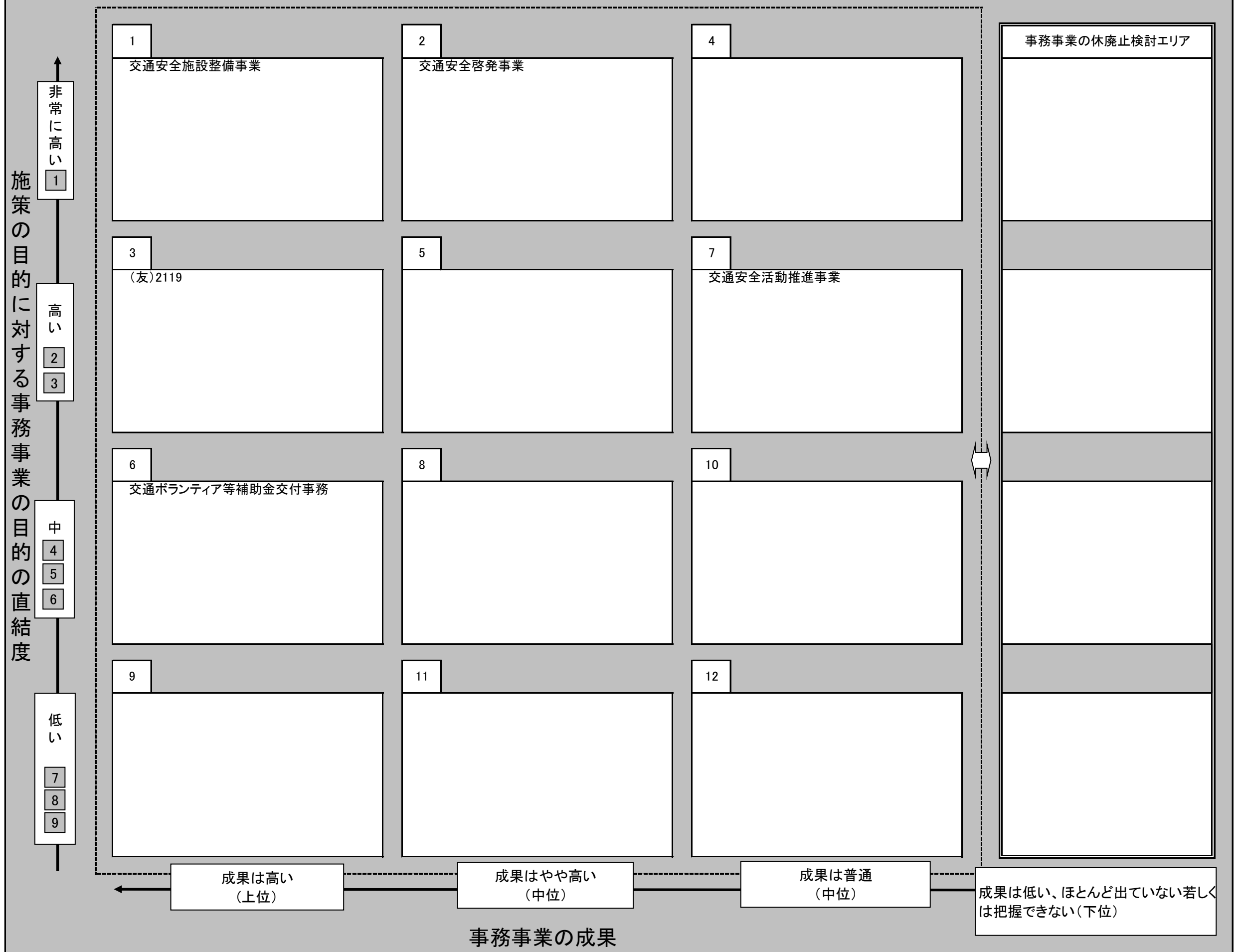
施策目標に対する事務事業の意図 施策目標に対応して 施策目標に概ね対応 ある 施策目標に間接的である	1	交通安全啓発事業 交通安全施設整備事業	2	<友>2119	4	交通ボランティア等補助金交付事務
	3	交通安全活動推進事業	5		7	
	6		8		9	
	← 施策の対象と一致している		← 施策の対象と概ね一致している		← 施策の対象と間接的(少数)である	
施策の対象と事務事業の対象						

法定受託事務(義務的事業に分類)
自動車臨時運行許可事務

事務事業の成果基準の説明

シート2施策構成事務事業貢献度評価

施策名 交通安全



事務事業の休廃止検討エリア

法定受託事務(義務的の事業に分類)

自動車臨時運行許可事務

事務事業の成果基準の説明